

承認第 4 号

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 27 年 5 月 1 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

豊大専第3号

専決処分書

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

豊後大野市長 橋本祐輔

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊後大野市国民健康保険税条例（平成 17 年豊後大野市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「51 万円」を「52 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「14 万円」を「16 万円」に改める。

第 23 条中「51 万円」を「52 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に、「14 万円」を「16 万円」に改め、同条第 2 号中「24 万 5000 円」を「26 万円」に改め、同条第 3 号中「45 万円」を「47 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の豊後大野市国民健康保険税条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 25 年豊後大野市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、附則第 22 項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。